

トランスジェンダー弁護士に対する差別的言辞及び  
殺害予告を強く非難する会長声明

本年6月3日未明から6月5日未明にかけて、大阪弁護士会所属の弁護士の事務所のホームページに、「男のクセに女のフリをしている」などと書いた上で殺害を予告するメッセージが匿名の者から断続的に送られてくるという事件が発生した。

当該弁護士は、自らがトランスジェンダーであることを公表し、活動している。

このたびの殺害予告は、弁護士に対する脅迫であり、弁護士の業務を妨害する行為であって断じて許されないのは当然であるところ、それにとどまらず、この社会で生きるトランスジェンダーの人々の存在そのものを否定するヘイトクライム（憎悪犯罪）にほかならない。当会としても断じて許すことはできない。

当会は、殺害予告を受けた当該弁護士を含め、すべてのトランスジェンダーの人々が個人の尊厳をもって差別されずに生きることができる社会（憲法13条、14条）の実現に向けて、今後とも力を尽くす所存であることをここに表明する。

2023年（令和5年）8月31日

大分県弁護士会

会長 中山知康